

あやべファミリー・サポート・センター 会則

(名称)

第1条 本会は、あやべファミリー・サポート・センターという。

(「あやべファミリー・サポート・センター」の目的)

第2条 「あやべファミリー・サポート・センター」は、地域において育児の援助を行いたい者と、育児の援助を受けたい者を会員として組織化し、育児に関する援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができるような環境づくりに資するとともに、児童福祉の向上と健全育成を図ることを目的とする。

(「あやべファミリー・サポート・センター」事業の内容)

第3条 「あやべファミリー・サポート・センター」事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 会員の募集、登録に関すること。
- (2) 育児に関する援助活動（以下「援助活動」という。）の調整に関すること。
- (3) 援助活動の講習及び指導に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 広報に関すること。
- (6) その他「あやべファミリー・サポート・センター」事業に必要と認められること。

(アドバイザー)

第4条 「あやべファミリー・サポート・センター」の円滑な運営を図るために、アドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) 「あやべファミリー・サポート・センター」事業の内容の周知及び啓発
- (2) 会員の募集及び登録
- (3) 会員の総括
- (4) 会員の援助活動の調整
- (5) 会員間のトラブルへの助言
- (6) 会員に対する講習会及び交流会の実施
- (7) 事業の運営に係る事務
- (8) その他「あやべファミリー・サポート・センター」の運営に必要な業務

(会員資格)

第5条 会員は、「あやべファミリー・サポート・センター」の目的及び援助活動の意義を理解し、「あやべファミリー・サポート・センター」に登録承認された者とする。

- 2 「提供会員」は、綾部市に居住し、自宅で安全に子どもを預かることができ、育児の援助を行うことに理解と熱意を有する心身ともに健康な者で、「あやべファミリー・サポート・センター」が実施する講習を修了した者とする。
- 3 「依頼会員」は、綾部市に居住又は勤務する者で、生後2ヶ月から概ね12歳（小学6年生）の子どもを有し、育児の援助を受けることを希望する者とする。
- 4 「依頼会員」と「提供会員」は相互に兼ねることができる。

(入会及び会員証)

第6条 「あやべファミリー・サポート・センター」の会員になろうとする者は、所定の申込書（様式第1号又は様式第2号）を「あやべファミリー・サポート・センター」に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 「あやべファミリー・サポート・センター」は、会員に対して会員証（様式第3号）を発行する。

3 会員証の有効期限は、発効日より5年間とする。

(会員の義務)

第7条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。会員は会則を遵守し、会員間の円滑な関係に努めなければならない。

- (1) 援助活動を通じて知り得た他の会員およびその家族の情報等を他に漏らしてはならない。会員の資格を喪失した後も、同様とする。
 - (2) 援助活動を通じて営業又は政治、宗教等の行為をしてはならない。
 - (3) 入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに「あやべファミリー・サポート・センター」に届け出なければならない。
 - (4) 援助活動中に生じた事故等については、当事者間で誠意をもって解決しなければならない。
- 2 援助活動を実施する「提供会員」は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 援助活動中のこどもの安全確保に努めなければならない。
 - (2) 援助活動中のこどもに異常を認めた時は、その「依頼会員」に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置を取らなければならない。
 - (3) 援助活動中は常に会員証を携帯し、関係者から請求があった時は、これを提示しなければならない。
 - (4) 援助活動を実施した時は、援助活動報告書(様式第5号)を作成し、「依頼会員」の確認を受け、翌月10日までにアドバイザーに提出しなければならない。
- 3 「依頼会員」は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 利用が不確定な予約及びこれによる予約の解除は慎まなければならない。
 - (2) 事前に協議及び確認した事項に変更が必要な場合は、速やかに「提供会員」に連絡しなければならない。
 - (3) 援助活動終了後に報酬及び実費を「提供会員」に支払わなければならない。
 - (4) 援助活動に必要な物品等は、原則として「依頼会員」が準備しなければならない。
 - (5) 援助活動終了後は、「提供会員」が作成する援助活動報告書を確認のうえ、氏名を自署しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当する時は、会員の資格を喪失する。

- (1) 所定の退会届(様式第4号)により、「あやべファミリー・サポート・センター」に退会の申し出をした時。
 - (2) 「提供会員」が市外に転出した時。
 - (3) 「依頼会員」が生後2カ月から概ね12歳(小学6年生)のこどもを有しなくなった時。
- 2 「あやべファミリー・サポート・センター」は、次のいずれかに該当した時は、会員の資格を喪失させることができる。
- (1) 会員としてふさわしくない行為があった時。
 - (2) 会員が前条に定める義務に違反した時。
- 3 会員は、その資格を喪失した時は、直ちに会員証を返還しなければならない。

(援助活動の内容及び対象)

第9条 援助活動は、1時間を単位とし、次の活動を行う。

- (1) 保育園、認定こども園、幼稚園、小学校等(以下「保育園等」という)の開始時間まで、こどもを預かること。
- (2) 保育園等の終了時間後、こどもを預かること。
- (3) 保育園等までのこどもの送迎を行うこと。
- (4) こどもが軽度の病気等の際、臨時的、突発的にこどもを預かること。

- (5) 冠婚葬祭等の際、こどもを預かること。
- (6) その他「依頼会員」の仕事と育児の両立のために必要な場合にこどもを預かること。
- 2 こどもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他こどもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定する。
- 3 同時に複数の「依頼会員」に対しての援助活動は行わないこととする。ただし、会員同士の同意が得られた場合はこの限りではない。
- 4 こどもの宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。
- 5 援助活動の対象は、「依頼会員」が登録した、生後2ヶ月から概ね12歳（小学6年生）のこどもとする。ただし、「提供会員」が、こどもの身体の状況等により援助活動が困難と判断した時は、援助活動の対象から除くことができる。

（援助活動の申込み及び調整）

- 第10条** 「依頼会員」は、援助を受けようとする時は、アドバイザーに対し援助の依頼の申込みをするものとする。
- 2 アドバイザーは、「依頼会員」の求める援助活動の条件に合う「提供会員」を紹介する。
 - 3 アドバイザーは、前項の規定により援助活動の調整を行った時は、調整内容及びその結果を記録するものとする。
 - 4 援助活動の実施にあたっては、紹介を受けた「提供会員」と「依頼会員」とで、援助の内容等について事前に協議及び確認しなければならない。
 - 5 「依頼会員」は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

（報酬等）

- 第11条** 援助を受けた「依頼会員」は、援助活動に対する報酬を、援助活動終了後、「提供会員」に現金で支払わなければならない。
- 2 報酬の単価は、別表1によるものとする。
 - 3 報酬の基礎となる時間については、「提供会員」が援助活動を開始した時から、「依頼会員」若しくは「依頼会員」が指定する者へこどもを引き渡した時までの時間とする。
 - 4 前項に定める時間が1時間未満の時は1時間とし、1時間を超え1時間未満に端数がある時は、その端数が30分以下の時は0.5時間とし、30分を超える時は1時間として計算する。
 - 5 0.5時間にあたる報酬の金額は、別表1に定める額の2分の1の金額とする。
 - 6 同一の「提供会員」に兄弟姉妹等複数のこどもを預ける場合は、2人目から別表1に定める額の2分の1の金額とする。
 - 7 「依頼会員」は、「提供会員」が援助活動に伴って立て替えた実費を負担しなければならない。
 - 8 「提供会員」が援助活動に伴って自家用車を使用した場合は、「依頼会員」は1回の活動につき燃料代として実費100円を支払わなければならない。ただし、片道10kmを超える場合は、200円を支払うものとする。
 - 9 ひとり親世帯、市民税非課税世帯、生活保護世帯、障害世帯、多胎児世帯、ダブルケア世帯等について利用料の一部を助成する。助成額は別表2によるものとする。

（キャンセル料）

- 第12条** 「依頼会員」は、援助の申し込み後、その申し込みをキャンセルした場合は、別表2に定めるキャンセル料を「提供会員」に支払わなければならない。
- 2 特別警報・暴風警報発令時など自然災害等により当日活動できない場合は、キャンセル料は発生しないものとする。

（保険加入及び対応）

- 第13条** 援助活動に起因する事故による損害は、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

- 2 会員はファミリー・サポート・センター補償保険（以下「補償保険」という。）に一括して加入し、前項の損害の補償については補償保険の補償の範囲内とする。
- 3 補償保険料は「あやべファミリー・サポート・センター」が全額を負担する。

（事務局）

第 14 条 「あやべファミリー・サポート・センター」の事務局は、綾部市健康こども部こども支援課 児童相談担当内に置く。

（補則）

第 15 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この会則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 11 条関係） 報酬単価

利用区分	報 酬
月曜から金曜日の 午前 7 時～午後 7 時	こども一人につき 1 時間あたり 700 円
上記以外の時間及び 土曜日・日曜日・祝日・ 12 月 29 日～1 月 3 日まで	こども一人につき 1 時間あたり 800 円

別表 2（第 11 条関係） 利用助成制度

	最初の 1 時間(通常料金)	以降 30 分毎(通常料金)
1 人目	70 円(700 円～800 円)	35 円(350 円～400 円)
2 人目以降	35 円(350 円～400 円)	18 円(175 円～200 円)

別表 3（第 12 条関係） キャンセル料

区 分	キャンセル料
援助活動前日までの キャンセル	無 料

援助活動当日の キャンセル	1時間相当分の 報酬額
無断の取消し	予定していた時間相当分の 報酬額